



厚生労働省福島労働局発表
平成 23 年 4 月 5 日

※地震関連第 40 報

担
当

福島労働局職業安定部職業対策課
課長 羽曾部 金光
課長補佐 岩見 竹志
電話 024-529-5096

東北地方太平洋沖地震被害に伴う雇用調整助成金の活用Q&A

雇用調整助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

ご活用にあたっては、別紙「活用 Q&A」をご参考ください。

- ① 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告・避難指示などの法令上の制限を理由とするものを含む）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しません。
- ② 上記①の場合であっても、当該事業所で働く雇用保険の被保険者は、雇用保険の特例措置の対象となり、失業給付は受けられます。

東北地方太平洋沖地震被害に伴う 雇用調整助成金の活用Q&A

Q1: 福島県内の事業所で、既に休業を実施しているのですが、休業開始日から雇用調整助成金を受給することはできますか？

災害救助法適用地域の福島県に所在する雇用保険適用事業所の場合、経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象になります。

なお、平成23年6月16日までの間については、生産量、売上高等の確認期間は「最近1か月」ではなく「災害後1か月の見込み」で行うことができます。

また、事前に提出する必要がある休業等の計画については、平成23年6月16日までの間に提出すれば、最大で平成23年3月11日まで遡って提出したものとして取り扱います。

Q2: 雇用調整助成金の支給額はどのくらいでしょうか？

雇用調整助成金は、事業主が休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額に対し、以下の助成率で支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、カッコ内にある助成率となります。

□ 大企業 : 2/3 (3/4)

□ 中小企業 : 4/5 (9/10)

※ 上限額は、大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,505円です。

※ 中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。

Q3: 雇用調整助成金を受給するためには、具体的にどのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、上記Q1に該当する事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前に届け出る必要があります。詳細な要件については、お近くのハローワーク又は福島労働局職業対策課(TEL 024-529-5409・5438)にお問い合わせください。

福島労働局被災者ホットライン(フリーダイヤル・携帯可) 0120-536-088

 福島労働局・公共職業安定所(ハローワーク)